

働く人たちの幸せを大切にする企業によりそい、「ありがとう」で溢れる世界をつくる

年金制度の 改正について

1

2020年5月に成立した「年金制度改正法」が、2022年4月1日より段階的に施行されます。今回の改正では、被用者保険の適用範囲拡大や在職中の年金受給の在り方など多くの制度が見直されていますが、主な内容と施行時期は右表のとおりです。今回は、下記2点を解説します。

- ① 在職中の年金受給の在り方の見直し
(在職老齢年金制度の見直し、在職定時改定の導入)
- ② 受給開始時期の選択肢の拡大

なお、次号は、③ 被用者保険(厚生年金保険・健康保険)の適用拡大と、④ 確定拠出年金の加入可能要件の見直しについてご紹介する予定です。

年金改革のポイント

施行時期	主な年金改革の内容	
2022年4月	繰り下げ受給の上限年齢が75歳に延長	繰り上げ受給の減額率が縮小
	在職老齢年金の減額基準が緩和	在職定時改定の導入
2022年5月	iDeCoの加入上限年齢が65歳未満に拡大	企業型DCの加入上限年齢が70歳未満に拡大
2022年10月	従業員101人以上の企業で短時間労働者の厚生年金加入が可能に	企業型DC導入企業でiDeCo併用が容易に
2024年10月	従業員51人以上の企業で短時間労働者の厚生年金加入が可能に	



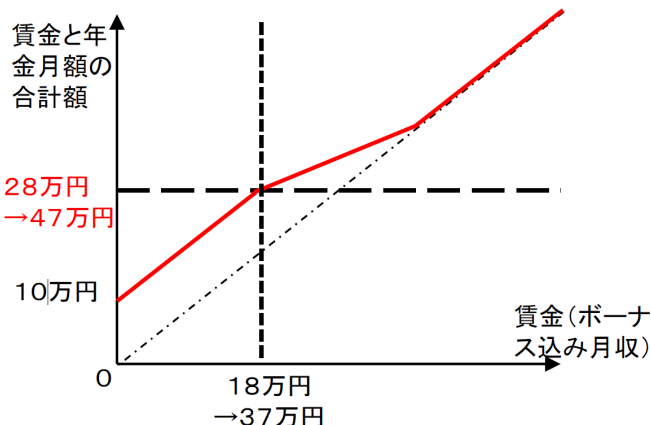
① 在職中の年金受給の在り方の見直し

(1) 在職定時改定の導入: 65歳以上の在職中の老齢厚生年金受給者の年金額は、これまで、退職等により厚生年金被保険者の資格を喪失するまでは改定されませんでした。在職定時改定の導入によって、年金額を**毎年1回(10月)改定**し、退職等による資格喪失を待たずして、早期にそれまでに納めた保険料を年金額に反映することで、年金を受給しながら働く在職受給権者の経済基盤の充実が図られます。

(2) 在職老齢年金制度の見直し: 在職老齢年金制度とは…就労し、賃金と年金の合計額が一定以上になる60歳以上の老齢厚生年金受給者を対象として、全部または一部の年金支給を停止する仕組みです。



イメージ図(※)年金額は10万円と仮定



60～64歳に支給される特別支給の老齢厚生年金を対象とした在職老齢年金制度(以下、低在老)について、年金の支給が停止される基準が現行の**賃金と年金月額合計額28万円から47万円に緩和**されます。

※65歳以上の在職老齢年金制度(以下、高在老)については、現行でも基準が47万円となっており、低在老の基準を高在老の基準に合わせることであります。

今回の低在老の見直しには、

- 就労に与える影響を緩和する。
- 2030年度まで支給開始年齢の引上げが続く女性の就労を支援する。
(低在老は、男性は2025年度まで、女性は2030年度までの経過措置です)
- 在職老齢年金の仕組みをわかりやすいものとする。

「年金制度改正について」年金局年金課資料PI9より

といった目的があります。

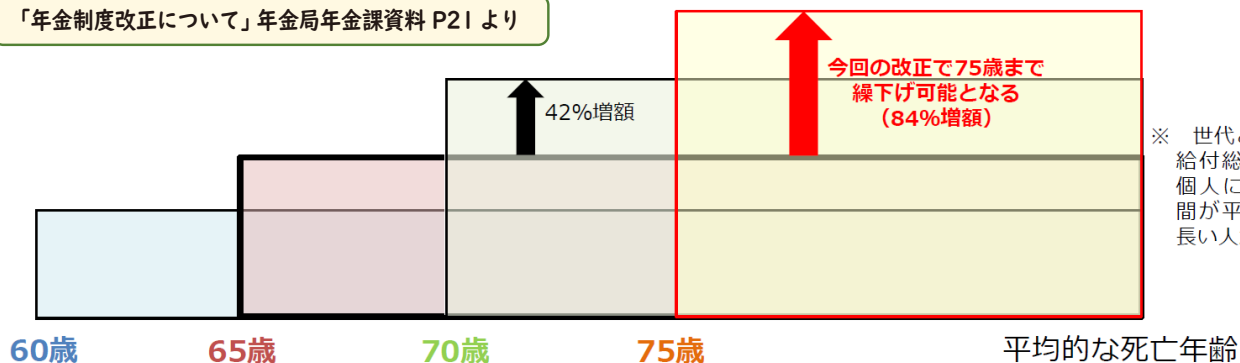
ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700

② 受給開始時期の選択枝の拡大

現在、公的年金の受給開始時期は、原則として、個人が60歳から70歳の間で自由に選ぶことができます。65歳より早く受給を開始した場合（以下、**繰上げ受給**）には、年金月額は減額（**最大30%減額**）となる一方、65歳より後に受給を開始した場合（以下、**繰下げ受給**）には、年金月額は増額（**最大42%増額**）となります。

今回の改正では、この**受給開始時期の上限**を、**70歳から75歳に引き上げる**ことになりました。繰下げ受給で75歳から受給を開始した場合には、年金月額は**84%増額**されます。また、繰上げ受給の減額率が見直され、**最大24%減額**となります。

「年金制度改正について」年金局年金課資料 P21 より



65歳からとなっている年金支給開始年齢の引上げは行わない



まとめ

低在老の見直しによって年金の支給が停止される基準が緩和され、60歳以上で就労する方の就労意欲が高まることが期待されますが、特に女性は、経過措置の期間終了まで時間があり、支援効果が大きくなります。

また、公的年金の受給開始時期の上限が75歳に引き上げられ、いつから公的年金の受給を開始するかを選択枝が増え、受給開始年齢を繰り下げると、よい高い増額率で年金を受給することができるようになります。

多くの方が生涯でより多くの公的年金を受給したいと考えていらっしゃると思いますが、公的年金の受給額を増やす方法として、次の3つが考えられます。

- 加入期間を長くする
- 保険料を多く納める
- 繰下げ受給する

自分は何歳まで生きるかの予見は難しく、繰下げ受給・繰上げ受給をした場合の損益分岐点となる年齢も、税や社会保険料によって手取り額が変わってきますので、一概には言えません。

ただ、日本人の平均余命の動向を踏まえると、長生きリスク（長生きにより生活資金が枯渇するリスク）に備える必要があることは言うまでもなく、今回の年金制度改革をご自身の働き方やキャリアを見つめ直すきっかけにされてはいかがでしょうか。



ご不明な点がございましたら、ヒューマン・プライムまでお問い合わせください。TEL.03-5695-7700